

改正前

最低制限価格の算定方法の設定について

1. 設定の趣旨

厳しい経営環境への対応、また、低価格での落札による成果品質の低下、これに伴う工事の品質低下を防止する対策として、委託業務における志賀町最低制限価格の算定方法を設定することとした。

2. 最低制限価格の算出方法

項目	算定の内容
土木関係コンサルタント業務	・直接業務費 × 90% ・技術経費 × 60% ・諸経費 × 60% ※ 上記3項目の合計に消費税 5%を加算する。
建築関係建設コンサルタント(工事監理含む)	・直接人件費 × 90% ・特別経費 × 90% ・技術経費 × 60% ・諸経費 × 60% ※ 上記4項目の合計に消費税 5%を加算する。

3. 最低制限価格の範囲

3.により算出した額が、予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の8.5を乗じて得た額(上限)とし、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合は、予定価格に3分の2を乗じた額(下限)とする。

4. 対象工事

業務価格が、50万円以上の委託業務とする。

5. 適用日

平成21年4月1日以降に一般競争入札の公告、指名競争入札通知を行う委託業務より適用する。

改正後

最低制限価格の算定方法の設定について

1. 設定の趣旨

厳しい経営環境への対応、また、低価格での落札による成果品質の低下、これに伴う工事の品質低下を防止する対策として、委託業務における志賀町最低制限価格の算定方法を設定することとした。

2. 最低制限価格の算出方法

項目	算定の内容
土木関係コンサルタント業務	・直接業務費 × 90% ・技術経費 × 60% ・諸経費 × 60% ※ 上記3項目の合計に消費税 8%を加算する。
建築関係建設コンサルタント(工事監理含む)	・直接人件費 × 90% ・特別経費 × 90% ・技術経費 × 60% ・諸経費 × 60% ※ 上記4項目の合計に消費税 8%を加算する。

3. 最低制限価格の範囲

3.により算出した額が、予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の8.5を乗じて得た額(上限)とし、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合は、予定価格に3分の2を乗じた額(下限)とする。

4. 対象工事

業務価格が、50万円以上の委託業務とする。

5. 適用日

平成26年4月1日以降に一般競争入札の公告、指名競争入札通知を行う委託業務より適用する。